

旭川市テレビジョン放送受信障害防止指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物等の建築に伴って生ずる受信障害について必要な行政指導に関する事項を定めることにより、建築主と近隣住民との間に生ずる紛争を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）による。

(1) 中高層建築物等

高さ（令第2条第1項第6号における建築物の高さをいう。以下同じ。）が10メートルを超える建築物若しくは工作物（法第88条第1項から第3項までに規定するものに限る。）又は市長が地域の状況により特に必要と認めたものをいう。

(2) 指定機関

日本CATV技術協会北海道支部又は市長が電波受信障害調査及び改善の指導について経験と技術的能力を有すると認めたものをいう。

(3) 確認申請書等

法第6条第1項又は法第6条の2第1項の申請書及び法第18条第2項の通知書をいう。

(建築主の事前措置)

第3条 建築主に対し、次の各号による事前措置を求める。

- (1) 中高層建築物等の建築に伴って周辺地域に受信障害を生ずるおそれがある場合は、当該建築物等の確認申請書等を提出する前に、あらかじめ指定機関の指導を受けて当該建築物等の影響により受信障害が予想される地域の実態調査を実施し、建築後の受信障害を防止するため建築主が取るべき措置、方法等について報告書を作成すること。
- (2) 受信障害を受けることとなる関係者と問題が生じた場合の解決方法について、十分協議すること。

(関係書類の提出)

第4条 建築主に対し、中高層建築物等の確認申請書等を提出する際に次の各号に掲げる書類の提出を求める（ただし、受信障害を生じないことが明らかな場合は第1号に掲げる書類を除く。）。

- (1) 前条第1号に掲げる報告書（様式1）
- (2) 誓約書（様式2）

（指導）

第5条 建築主が第3条の事前措置をとらずに確認申請書等を提出した場合は、建築主に対し同条の規定による措置を講ずるよう指導する。

付則

この要綱は、昭和55年3月1日から施行する。

付則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付則

改正後の要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付則

改正後の要綱は、令和3年3月24日から施行する。

付則

改正後の要綱は、令和3年9月28日から施行する。